

第四十回 参議院地方行政委員会會議録第二十五号

昭和三十七年四月十九日(木曜日)

午前十一時四十八分開会

委員の異動

四月十七日委員湯澤三千男君辞任につき、その補欠として柴田栄君を議長において指名した。
四月十八日委員柴田栄君辞任につき、その補欠として湯澤三千男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

小林 武治君

理事

野上 進君

増原 恵吉君

秋山 長造君

委員

西郷吉之助君

館 哲二君

津島 壽一君

鍋島 直紹君

湯澤三千男君

小笠原三男君

加瀬 完君

松澤 兼人君

矢嶋 三義君

山本伊三郎君

国務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

自治大臣 安井 謙君

政府委員

大蔵省主計 平井 勉郎君

局給与課長 局給与課長 杉江 清君

文部省管理局長 文部省管理局長 佐久間 彌君

自治省行政局長 自治省行政局長 佐久間 彌君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員

説明員

警察庁警務 前田 利明君
局厚生課長 清水 成之君
文部省管理 進藤聖太郎君
局福利課長 松浦 功君
自治省行政 堀込惣次郎君
局局長 堀込惣次郎君
自治事務官

本日の会議に付した案件

○地方公務員共済組合法案(内閣提出)
○地方公務員共済組合法の長期給付に
関する施行法案(内閣提出)

○委員長(小林武治君) これより委員
会を開会いたします。

地方公務員共済組合法案及び地方公
務員共済組合法の長期給付に関する施
行法案の両案を一括議題として、前回
に引き続き質疑を行ないます。

御質疑のある方は御発言を願いま
す。

○加瀬完君 私は、主として若年停止
の問題について伺いたいと思ひます
が、恩給法で若年停止というものが設
けられました経緯というものを、どの
ように御認識なさっていらっしゃるま
すか。

○政府委員(佐久間彌君) 恩給法にお
きまして、老後保障という意味が主
であったかと思ひますが、したがいま
して、五十五才になってから支給をす
るという建前にはいたしております。

た。しかしながら、若年ですでに恩給
年限に達して、支給の資格を持った人
もおるわけでございしますし、そうい
う人たちがすでにほかの職業につかれ
る、あるいは公職を退かれるという場
合もありましますので、その場合に減額
をいたしまして支給をするということ
もあわせて考えることが適当であらう
というところで、若年停止の制度が設け
られたというふうに存じております。

○加瀬完君 公務員課長が鍋島委員の
御質疑に対して、通算関係をはかる前
提のため、国家公務員共済組合法を基
本としてそのワクの中で最大の既得権
を生かした、こういう御説明がござい
ました。そこで、国家公務員共済組合
法を基本として、そのワクで最大の既
得権を生かしたとおっしゃっております
が、通算関係をはかる前提は、すで
にほかの法律で、あるいはまた条例で
解決されている面がたゞさんあるわけ
ですね、また解決できるように措置が
されておるわけですね、この点はいか
がですか。

○説明員(松浦功君) 国家公務員との
通算関係をはかるということとは、この
法律の一つの大きなねらいでございま
す。そうして国家公務員との通算関係
をはかるということから、国家公務員
の制度にできるだけ準ずる建前もそれ
に國連をして必要となつてくるわけで
ございします。そういう意味におきまし
て、四十五才程度で退職された人が、
国家公務員になりましてやめた場合に
は、若年停止が働かない、地方公務員

になつた場合には、若年停止の適用が
あるという格好にすることは、制度上
どう考えてもおかしい。私どもとして
は、既得権をできるだけ尊重するとい
うやり方で考慮いたして参りましたけ
れども、この点については、国家公務
員の制度に準ずることとしたわけ
でございします。

○加瀬完君 今、私が聞いております
のは、若年停止の問題ではない。その
前提で、あなたの御答弁の中に、国家
公務員共済組合法のワクの中で既得権
を生かした、あるいは通算関係をはか
る前提として、国家公務員関係の共済
組合のワクというものを基本にしたの
だ、こういう御答弁でありますけれど
も、通算関係というものがあれば、こ
れは何か新しく共済組合法というもの
を設けなくつたつて、他の法律なり条
例なりでも生かし方というものは、現
在でもある程度あるし、また生かす方
法というものは将来も考えられる。で
すから、そういう点で何も国家公務員
共済組合法というワクをどこまでも地方
公務員共済組合にはめ込む必要はない
のじゃないか、こういう意味なんです。

○説明員(松浦功君) 私どもは、技術
的な面から考えまして、たゞいま加瀬
委員の御指摘になられましたような考
え方はとらなかつたわけでございま
す。と申しますことは、国家公務員と
地方公務員の年金の相互通算というこ
とを考えます場合に、給付の内容その
他の条件が違ひますと、実際上通算
をすることに非常な困難を生ずるわけ

でございします。現在の自治法の政令に
よります通算規定におきまして、恩
給制度、すなわち国家公務員制度に準
じているものについては通算をするとい
う前提をきめておるわけです。それ
らの事情をお考えいただきましますな
らば、やはり制度としての根幹に属する
部分については、国家公務員になら
つていけませんと、通算関係がとれない
ということはおわかりいただけるの
じゃないかと思ひます。

○加瀬完君 国家公務員共済組合のワ
クをはめ込んでいく場合に、現状より
も有利に引き上げられてくる団体のこ
とは問題ではない。しかしですね、国
家公務員の共済組合のワクを無理に押
しつけようという、今までの既得権、
期待権なりというものをからすれば、利
益が減退させられる団体もあるわけ
ですね、それでしょう。こういう団体
は、国家公務員共済組合に右へなら
えでは、なお懸平等というどうしても
感じが残る。これらの点については、
この公務員制度調査会ですか、それか
ら社会保障審議会、あるいは地方制度
調査会、こういう団体からそれぞれの
勧告なり答申なりが出ておるわけで
すね。その勧告なり答申なるものが、本
法制定にどう考慮されたか、考慮され
ている面というものは、私どもは、薄
いように思われますので、どういふ勧告
がどういふ団体からどうあつて、これ
が本法案に生かされておるかという点
をつぶさに御説明をいただきたいと思
ひます。

○説明員(松浦功君) 各審議会、委員会等からは、いろいろの答申をちょうだいいたしておりますが、全般の考え方としておきましては、既得権、期待権はできるだけ尊重しようという御趣旨と私どもは存じておるわけでございませう。先般もお答え申し上げましたように、額、すなわち退職年金を主体に申し上げますならば、額の特例といたしましては、過去のものについては、過去のルールによつて受けられるであらう額を完全に保証いたすつもりでおります。

それから資格期間の問題につきましては、国家公務員については、御承知のように、十七年ルールの恩給におきまして、すでに十一年以上勤めた者は十七年、さらに五年から十一年までの者は十八年、五年以下の者は十九年たてば年金をつけるという特例を設けておりますが、この法律におきまして、その制度を採用するほか、十年とか十二年とかというような、非常に短い期間で年金がつく団体につきましては、それぞれその趣旨に應じて、年金が早くつくような規定を設けております。

さらに若年停止の制度につきましても、支給期間の開始問題にならうかと思ひますが、これにつきましては、過去の部分につきましては、過去の条例でやつておられますものを完全に保証するといふ建前をとつたわけでございませう。

さらに、地方制度調査会等の答申におきましては、きわめて地方公共団体の年金制度はばらばらであつて、新しくきめようとする年金制度よりも、さらに有利な年金を持つてゐるところも

あるから、それらについては、付加的な年金制度等を条例で考慮させたらどうかという御趣旨の答申もございしました。それらの点に關しまして、自治法の附則を改正をいたしまして、法律またはこれに基づく条例による以外の給付は、一切してはいけな、という地方自治法の規定の例外規定といたしまして、尊重するということ、必要な金額はその範囲において条例で支給することができるといふ経過規定まで設けたわけであります。したがひまして、私どもとしましては、既得権については、完全に保証してゐる、期待権につきましては、ただいま加瀬委員から御指摘がございましたように、国家公務員の制度との関連も考えながら、できるだけこれを尊重していくという建前をとつたつもりでゐるわけでございませう。

○加瀬完君 だきだけ尊重するといふことは、国家公務員共済組合のワクの中にある団体、あるいはこれに準すべき団体であつて、国家公務員がこのようにきまつたから、若干の期待権といふものは後退するかもしれないけれども、一応大ワクの国家公務員のワクの中に入る、あなた方の団体はこゝまでやはり歩調をそろえるべきだといふ議論ならばうなづける、地方公務員関係の団体ですらね。あなた方のほうは「できるだけ」と言つても、利益が減率される団体にとっては、これは「できるだけ」といふ条件をつけてもらつては困るという現実があるわけですね。それは条例で二本立てでやればよいといふことになりませうけれども、今まで一本立てでやつておつて、それぞれの既得権なり期待権なりがあつたものが、

二本立てにすると言つたつて、二本立ての、あとで質問しますけれども、条例のほうの財源といふものは、また国との関連が出てくるわけですから、その職員団体の要求に何ら制限を加えずに財源を補てんする、こういうことにはいかなうなりますか。財源はプールでやりましますから、共済組合関係の財源だけを優先するといふわけにはいきませうから、結局、財源だけは支障を来たすことになる。これはあとで質問しますから残すとして、できるだけ、できるだけと言つたつて、あなた方の「できるだけ」といふこと、受けるほうの団体の「できるだけ」といふことで、これは感覚も違ひ、今度の金額その他について条件が違つてくる。ですから、地方制度調査会ですか、社会保障審議会ですか、関係団体の意見をよく聞くといふことは、附帯決議が何かついているはずですよ。これは何大臣に伺ひますが、自治大臣、文部大臣、関係団体の意見といふものを、今度の共済組合法を制定する経過においてどのように話し合ひをし、あるいは要望を取り入れ、あるいはまた、お互ひが対立する問題で結論をつけたか。これらの点について伺ひます。

○国務大臣(安井謙君) 関係団体の意見をどのように聞いたかというお話をございしますが、御承知のように、この法案が提出になりますまでは、何三年の時日も経過してあります。これを作るときは、その当時から種々関係団体の御意見をちょうだいし、また陳情もいろいろ伺つておるわけでありませう。まあ最後には、できるだけこゝういった問題を――しかし、関係団体

のこの陳情をそのまま政府案にして、国会に出す前にこゝきまつたといふ返事を正式にするわけには参りません。したがひまして、法律案として出すについては、さらにこれは党に対する御回答といひますか、折衝といふことへ最後は残して、その過程において、関係団体の御意向はできるだけ取り入れ得るものは取り入れるという態度で進んできたわけであります。

○政府委員(杉江清君) 文部省といったしましても、まあ教育長協議会、校長会、あるいはまた職員団体等の意見も聞いてございませう。

○加瀬完君 じゃ、文部省に限つて伺ひますが、どういふ要望がどういふ団体から出されたか。それで、受けたものは何であつて、受けられなかつたものは何か。

○政府委員(杉江清君) 教育長協議会、校長会等におきましては、大体原案の線で、一応まあ不満の点もあるけれどもやむを得ない、全体においてこの線がよからう、なるべく早くこれを制定するようになつて、むしろ、積極的な御要望をいただいており、その線で考へております。で、職員団体のほうからは、今の若年停止の問題、その他運営上の問題、また掛金等の問題、それから資金運用の問題等について、当委員会の問題になつておりますような点について、御要望が出ております。それらの点について、十分考慮いたしたのでありますけれども、まあ今までは私どものお答えしておるような見地から、それらの点については、まあ今同直ちにその御要望に即することができないと考へて、今回のような案を提案してゐる次第であります。

○加瀬完君 教育長の意見を聞いたと言ひますが、教育長で本法案に直接利害関係がある者といふものは、一部です。無関係の者がほとんど。したがひまして、利害関係に対する態度といふのは、にぶいわけですね。校長会といふけれども、校長会と言つたつて、その人数は、この共済組合関係の全職員から比べれば、微々たるものです。また特別これを研究してゐるわけでもない。問題は職員団体です。特に校長会や教育長協議会に聞くなら、一番若年停止なんかで問題の多い女教師の側から、これは相當の意見を徴すべきです。これはおやりになつておりますか。

○説明員(清水成之君) ただいまの問題でありまして、局長の先ほどの御答弁に多少補足したいと思ひます。で、職員団体からも、公立学校共済組合の単独組織について強い御要望がございまして、この点は、自治省にもいろいろとお話をいたしまして、貫いた線でございます。それから当初、文部省単独法案という線に対しまして、職員団体からは、できるだけ自治省案と一本になつてもらいたい、こゝういふ御要望がございまして、この点はさういふ御要望に沿つておることになつておるわけでございませう。それから三十五年、三十六年の二年間におきましては、実は、職員団体から減額年金について意見がなかつたのでございませう。最近になりまして、法案がまとまつてから、特に出て参りまして、婦人教師の方々から、私どもも同じきお話を聞いております。

○加瀬完君 自治大臣に伺ひますがね、

○加瀬完君 自治大臣に伺ひますがね、

その両三年間の問題だと言われ、初めの出発点のときの構想と、今度法案として提出されたものでは、ずいぶん違いがありますね。たとえば国庫負担の問題、これ一つ取り上げて、ずいぶん違っております。それであなたの方では、地方公務員の退職年金制度改正の方針というものを、おきめになりましたね。その中に、この既得権と期待権について、新制度に切りかえるにあたっては、過去の在職期間における職員の既得権及び期待権を尊重し、公平の原則に基づき、次のような方式を基準として適切な経過措置を講ずる必要がある。その次のような方式の一つとして、一定の条件のもとに、五十五才未満であつても年金を支給することができるとする、こういう一つの方針を掲げて、五十五才未満でも、一定の条件のもとに年金を支給するものとするとその前提は、既得権、期待権を尊重して、公平の原則に基づいて適切な措置をするという、具体的問題としてこれが出てくる、掛金は多くなるわ、年限は延びるわ、それでさらに既得権なり期待権なりというものは減退するわ——形は整えておきますけれども、実質的には非常に違いが出てきます。あなたの方がきめた時分の根本方針というものをくつがえしているということになりますか。

○国務大臣(安井謙吉) 先ほどの、どういふ点を入れたか、どういふ点を入れたか、という点につきましても、すでに事務当局からも種々答弁していただいておりますが、たとえば関係団体の要望である資金の運用の点、あるいは可能な組合団体については、組合会という制度を採用する点、あるいは

今問題になっております年限につきましても、経過措置をとって、相当な手当をいたしておるといふような点は取り入れていたわけでありまして、今さら一番問題になっている若年停止、事といたしたような問題につきましては、これは何度か言っておりますとおり、国との基本的な関係のある問題でありまして、これはどうしても国の現在の制度に準じざるを得ない。特に通算といたしたような問題を考えます際、この基本的な計算の基礎をゆるがすわけにはどうしても参りませんので、この若年停止の率の問題については、国に準ずる建前をとらざるを得なかったという問題もあつた。相当さういふ問題については、今まで入れてあると思つては、た国の補助金の問題は、御指摘のとおり、当方からもずっと主張はし続けておつたものであります。これがなければ絶対できぬものではないのであります。この法案自身の計算上の問題から言ふならば、これは直接計算には関係のない、ただ国家財政あるいはこういう共済組合のあり方というふうな問題から、これが両論対立しておつたわけでありまして、しかしこれは、いつまでたつても、何年たつても解決しないというのじゃやむを得ないので、その案にかわる財源措置を考えながら、本案の提出をした、こういうことでもあります。

○加瀬完君 国の負担にかわる財源措置には交付税はならないですよ、それはなりません。これはいづれ財政局長に出てもらつて私は質問を重ねたいと思つて、国家公務員退職年金制度に關す

る人事院勧告というのがありますね、その中には、これは前の方も触れられましたけれども、退職年金は現行恩給法と同様、四十五才までは全額、五十五才までは五割、五十五才までは三割をそれぞれ停止する、こういう勧告があつた。これが尊重されなかつた理由は何ですか。

それからもう一つ、国家公務員に準ずる準ずるといふけれども、説明のある場面では、あなた方は、地方自治体は独立していると強調するわけですが、国家公務員と地方公務員というのとは違つたもので、全部が歴史的にいつても、国家公務員と地方公務員が給与その他の条件で同一でなければならぬといふことにはならない。そうではない。現在だつて共済組合よりも、と大事な給与も、町村の給与と国家公務員の給与はどうなつています。格段の違いがあります。しかし、これを引き上げる努力というものは、これだけ現実に行なわれていますか。自治省は努力をしようといふけれども、上が努力しないことは事実でしょう。また国家公務員よりも、東京、横浜、大阪と幾つかの例が出たように、給与の高いものもある。共済組合等の関係でも、年限が短く給付額の多いものもある。それはそれで、そういう理由があつてやつたので、財政的に破綻がないのだから認められてしまふべきです。ですから国家公務員共済組合よりもあとからできる地方公務員共済組合は、はるかに共済組合の精神が打ち出されておるといふものならいいですよ。国家公務員共済組合でも問題になり、将来訂正しなければならぬだろうと言われておるような問題点、掛金の問

題、国庫負担金の問題、負担率の問題、あるいは年限の問題、若年停止の問題、こういうものを、論議の焦点になつておるものをそのまま地方公務員共済組合の出発にあつて何ら論議せず、国家公務員とつり合ひがとれないからといふことだけの説明で強行するといふことは、地方団体の職員にとつては何にもプラスになることではないですよ。これは自治省としても、あるいは文部省としても、地方教職員に対しては文部省と、問題になつておるものを問題に残したまま、将来に検討するといふことで、地方公務員共済組合を国家公務員共済組合に準じた形で出発させる理由はどこにもない。そんな無責任なことではないでしょう。文部大臣もたつたが将来の問題だ——今問題になつておるものを今解決できるときに解決しないで問題を残したまま法案の中にいれて、何といふんですか、不利益の何年間かというものをそのまま職員にしているといふことは、これは為政者としてあるべきことじゃない、態度がやない。そういう点が非常に多い。山本委員が指摘するように、これは計数の上の問題とともに、新しく出発するものについては、立法の態度といふますか、準備というものがはなはだ不十分だと、こう感じられてなりませんので、今まで述べました点についてひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(佐久間重君) 人事院勧告の問題でございますが、人事院勧告では、先生の御指摘のようなことで若年停止の考え方をいたしておりますが、人事院勧告は、全体の制度の建前が従来の恩給制度の建前をとりまして、その上に立つていろいろな改善を行な

うといふことになっております。したがひまして、若年停止の点も従来の恩給法の建前を踏襲しておるといふふうに私どもは理解をいたしておるのでございませう。

それから次に御質問のございました国家公務員に準ずるといふが、地方公務員の特長な事情はいろいろあるじゃないか、そういうものを無視して、すべて国家公務員に準ずるといふのはおかしいじゃないか、こういう御指摘でございますが、私どもの立法の態度といたしましては、給付の内容、条件等につきましては、これは国の制度にならう、できるだけ国の制度とはずをそろえていく、と申しますのは、統一的な年金制度を作りまして、地方公務員の間では団体の別あるいは身分の差あるいは従事している職種の別なく、すべて通算できるようにする、さらにまた国家公務員と地方公務員との間も通算できるようにする、こういうふうな必要からも、またさらに、全体の社会保険的な統一の制度を作るといふ建前から、給付の内容、条件等につきましては、これはできるだけ統一をはかつていくといふことが至当であらうと考えたわけでございませう。ただ、この制度の運用の面につきましても、これは地方々々それぞれ特殊な事情がございしますので、運営につきましても、できるだけ地方の自主制といふものを認めていくようにして、いこうといふことで、共済組合を作ります組織の単位、どういふ単位で一つの共済組合を持つかという点につきましても、はい、いわゆる三共済のはかは、できるだけ東京都、指定都市あるいは市町村の御要望をくんで、なるべく自主的な

運用ができるようにという配慮をいたしたわけでございます。なお給付の内容、条件等につきましては、経過措置といたしましては、地方公共団体の制度が従来まちまちでございましたので、それぞれの既得権、期待権というものはこれを尊重していくような建前です。従来からたびたび御説明申し上げましたように、経過措置は、これはまあ地方の特殊事情で、国にないいろいろな配慮をいたしたわけでございます。

○加瀬完君 地方公務員法なんかでの準用規定といいますが、準則といいますが、国家公務員に準ずるといふことは、どういう概念で使われておりますか。国家公務員より地方公務員が非常に有利な場合、やはり国家公務員の線まで利益を放棄するという意味で使われておる個所がありますか。全部地方公務員の不利な面である場合に国家公務員の利益の面まで引き上げられるという概念で準用というものは使われておるんじゃないですか。

○政府委員(佐久間彌君) まあ「準ずる」とか「準用」という用語の使い方といたしましては、先生の御指摘のように、適用とは違ひるので、ぴったりとそれとそれとをいふことではなく、大体基本はそれにそろえて、若干の幅は持つという概念のように見ております。

○加瀬完君 そうではなくて、それよりも前に、地方公務員法というものは、制定の経過からいっても地方公務員の利益を保護する法律だということなんです。それから、地方公務員の利益が国家公務員に及ばない場合は国家公務員の線まで引き上げられるべきだ、あるいは

国家公務員の利益関係はそのまま地方公務員の規定になくても地方公務員にも適用されるべきだ、こういう前提ですべての準用規定といふものはできておりますよ。あなたの方の今の法案の準用は逆ですよ。地方公務員の高いものを低いものに引きおろすところにある。これは悪平等ですよ。悪統制です。そういう点が私には非常に悪いと思う。これは議論になりますからそれはあと回しにしまして、そこで、国家公務員共済組合法を審議する過程で、若年停止を廃止する合理的な解釈といふものもあつたはずだと思ふ。どういふ合理的な解釈によつて若年停止といふものが廃止されたのか。国家公務員共済組合の審議の過程を少し御説明いただきたい。

○政府委員(佐久間彌君) 若年停止の制度が減額退職年金制度に変わりました経緯につきまして、私も何一つ理解をいたしておりません。一つは、新しい国家公務員共済組合法の考え方が老齢保障という点を従来よりも重く考えておりました。働ける間はとにかく働くべきである、年とつてからの保障を厚くするのだ、こういう考え方で、五十五才から支給するという建前を従来よりもはつきり打ち出しておるようになっています。したがって、その後も長期勤続者を優遇するという点にもなるわけでございます。支給する額も従来よりも多くしていくというふうな考え方になっております。そこで、従来そういう考え方になっておりましたので、建前といたしましては、五十五才に達するまでは支給をし

ないという考え方があるようでございますが、しかしながら、個人々々の事情によりまして、その五十五才に達する前でも支給をしてほしいという要望もあるわけでございます。そこで、補完的な制度といたしまして、減額退職年金制度が設けられるに至つたのでございます。そこで、減額退職年金制度の場合にも、新しい制度は、保障方式によりまして資金を積み立てて参る方式でございますので、五十五才から支給になるという計算で掛金率も定めております関係で、五十五才前に支給いたします場合にも、その者に支給される総額といふものは変えないで、その総額のワクの中で薄く延ばしてその前に支給をする、こういう考え方の減額退職年金制度が考えられたというふうに承知をいたしておるわけでございます。

○加瀬完君 よくわかりました。老齢保障に重点を置いたんだ、で、働ける限りは働くべきである、こういう建前だと。もつと具体的に言うならば、五十五才になるまでは、支給をしないかわりに働かせるのだ、こういうことだと思ふ。それでいいですね、基本の建前は、成績良好である限り、人事院のいう成績良好である限り、働かせる条件というものがいい場合には、それは問題は変わつてくると思ふ。そこで、地方公務員なり教職員なりにそういう条件があるとなつた方は御判断なさつておるのかどうか。これは両大臣に伺います。

○国務大臣(安井謙君) 今お話のとおり、五十五才までで得る限り働いてもらふ、こういうふうに基本的には考

えて進んでおることは間違ひございません。ただ、この五十五才まで働くという意思が、一般的に抽象的に申し上げますならば、この老齢保障という意味からは、何も同じところで終始働かなければいかぬかどうか、そういう点については若干またいろいろ解釈や考慮の余地があるかと思ひます。とにかく、ある程度まで働ける間は働いてもらつて、そして老後の保障をできるだけ厚くしていきたい、こういう精神であります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 制度の建前としては、今、自治大臣から申し上げましたとおりと私も心得ております。

○加瀬完君 制度の建前のおりに運用がされておるかどうかが、行政運営がそれをおいておる。自治大臣の言うのはおかしい。これは地方公務員の共済制度なんですから、地方公務員として五十五才まで、不適格でない限りは、また働く意思がある限りは働けることが前提だといふことでなければおかしい。地方公務員は首にして、どこかへ行つて働くならばそれとこのワクのうちだといふならばですね、これは法案としては体をなしませんよ。私が聞くのは、五十五才までは、不適格でなく本人に働く意思があれば、地方公務員なり教職員なりとして現実に働ける条件が存在しているかどうかといふことだ。重ねて両大臣に伺います。

○国務大臣(安井謙君) 基本的にはそういうふうな働かせるという建前で考えておりますが、老齢保障といふものの考へ方を広く解釈いたしますならば、相当な老齢になるまでの間はいろいろ

と働いて収入を得る道もあるであらうから、なるべくそういう老齢になつてからの手厚い保障に重点を置くべきであらうという考え方がまあ広い意味じゃあるといふことで、基本的には、できるだけ働いてもらいたい、こういうことであらうと思ひます。

○加瀬完君 基本はわかつた。現実には、基本線のとおりに動いておるかどうかが、具体的にですね、行政としての問題点を伺つておる。文部大臣、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) この前の委員会でも、それに類したお尋ねに対してお答え申し上げましたが、今も申し上げますように、建前としましては、自治大臣のお答えとおりの思ひます。現実には必ずしもそのとおりにはなつていない。その原因が何ぞや、その対策はどうだといふことは別個に検討せざるを得ない実情にある、こう理解しております。

○加瀬完君 人事院でもですね、今、文部大臣のおっしゃる通りに、建前は定年制がないのですから、国家公務員にも地方公務員にも定年制がない、幾つになつても働ける限りは働いていい条件といふのがあつたはずなんですけれども、それはいかにいふので、恩給法に準じて若年停止といふものを設けたほうが適切ではないか、こういう勧告が私には出されたと思ふ。で、今、文部大臣に伺います、現実には五十五才までは働ける者が働くべきであるという建前にもかかわらず、必ずしもそうはいつていないというならばですね、若年停止の人事院勧告といふものは、国家公務員は知らない、地方公務員、教職員関係においては生かされてこなければ

現実には合わないじゃないですか。それを生かさないで、国家公務員に準ずるといふ説明のもとに、人事院の勧告というものがおかぶりのまま通されてしまったという経過はどういうことですか。どういふ合理性をあなた方は持つてですね、現実には若い者がずんずんやめさせられていく。やめる意思がないのにやめさせられていく。そういう現実があるにもかかわらず、若年停止という問題を、勧告があるにもかかわらず大きく取り上げて問題にしなかつた、その理由は一体どこにあるのですか。

○政府委員(佐久間重君) 人事院勧告は、先刻も申し上げましたように、従来の恩給方式による年金制度を前提としたし、若年停止を勧告されたものと承知をいたしております。その恩給方式を改めまして保険方式による共済組合法に、国の制度によることになったわけでございますので、私どもといたしましては、その国の共済方式による制度にならつたわけでございます。

○委員長(小林武治君) 加瀬さん、都合で一時十分前に休憩に入りますから、御了承願います。

○加瀬完君 国家公務員は知りませんが、地方公務員は現実には若年退職者というものはあるでしょう。あることは、これは文部大臣すらも認めている。あるのにもかかわらず、これの既得権なり期待権なりというものは十二分に論議されなくともいいという理由は一切何ですか。あなたの今の御説明では十分にはうなずけない。

○政府委員(佐久間重君) 地方公務員につきまして、御指摘のような事実が

あることは承知いたしておりますが、制度の基本に關係いたしたものです、先ほど私の申しました、給付の内容とか条件というもののにつきましては、国の制度にならうという立法の態度をとりましたので、このようにいたしたわけでございます。

○加瀬完君 基本線は了解しますよ、それは。しかし、国家公務員と地方公務員は実態が違ふ。勤務条件が違ふ。若年で退職させられるという悪条件が地方公務員にある。そうすれば、これに対する対策というものが、国家公務員の共済組合の内容に加えてプラスされなければならぬ必要性というものはあるわけでしょう。それが取り上げられなくていいというのはいく何なんですか。こういうことなんですか。

具体的に聞きますが、一番若年停止の問題の多いのは、これは教職員で、また、自治大臣の言うように、やめて他に行つて、二万円の月給のものが三万円の月給を取るというふうにはいかない。やめたらやめたつぎだ。どうしてもその職場で働かなければならぬものがある。他に転職をする力がないものが若年で停止させられておる教職員がたぐさいるわけだ。文部省からは、これらの点についてつぶさに自治省に御連絡があつたと思ひますが、教員に対して、特に女子教員に対しての若年停止は必要だといふ御要求があつたと思ひますが、ございしたか。また、その内容はどういふ御説明でしたか。

○政府委員(佐久間重君) 若年停止の必要性があるといふことは、私も立案の過程におきまして、地方公務員

の各職員団体の代表の方から何つておられます。

○加瀬完君 いや、文部省からどういふ交渉があつたかといふことを聞いています。

○政府委員(佐久間重君) 文部省から、いろいろな御希望の中の一つとして、そつちにお話を伺つたこともございしますが、特に特別強い御要望というふうには私ども何つておりません。

○加瀬完君 文部大臣に伺ひますが、局長から、教員には共済組合制度において若年停止というものがなければ困るのだといふ御説明がありましたか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 法案準備の過程で、文部省と自治省との間に、事務当局同士に、具体的にどんな応酬をいたしましたか、具体的に存じません。政府委員からお答えすることをお許しいただきます。

○加瀬完君 そりではなくて、あなたに、文部大臣の荒木さんに、下僚から、この若年停止の問題で、これは必要だからといふ意味の御説明あるいはお話をいたしましたかどうかといふことを伺つてゐるのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) あつたことは記憶いたしません。それは何さま私にとつては理解しにくいむずかしい問題でもありましたから、事務当局に一任するような気持ちで接してございしたから、ことさら私に申さなかつたかとも思ひます。

○加瀬完君 まあ聞かないといふことははつきりしました、あなたが聞いておられないといふことははつきりしました。それで、さらに伺ひますが、本制度の適用人員が大体百八十八万前後

です、そのうちにこの若年停止がひつかつてくる教職員、学校関係の職員といふのは、大体まあ七十七万人ぐらひになつておられます。四〇％が非常に利害關係が大きく動いてくる、若年停止の問題といふものが、しかも、その四〇％を占める責任を持たなければならぬ文部省は、若年停止の問題といふものを、大臣を通して閣議なり、あるいは自治省や大蔵省の折衝なりといふもので十二分にこの目的を達するよう働きかけなく、あなた方はそれで心配ないといふ御確信があるのですか、局長、どうですか。

○政府委員(杉江清君) 私も前の事情は詳細には承知いたしておりませんが、私も、文部省といたしまして、問題の点の指摘はいたしましたけれども、この点については、本法案にせよ盛り込むべきだといふ強い主張を自治省に申し上げてはおりません。その理由としては、これは自治省からもしばしば御説明のように、これはかつての恩給制度と異なつた理念に基づく新しい制度でありますので、その恩給制度の一部分を残し、他を捨てようというところが、建前上非常にむずかしい、だから恩給制度を改めて保険数理に基づく共済制度をとる限り、この点においては、まあ問題はあつたけれども、やはりやむを得ないと私も考へてたわけでありまして、この点について、女子職員については、先ほど御指摘のようないふ点もございしますし、私も気持ちの上で何とかしたいといふことはございしますけれども、しかし、やはり男女区別するものも建前としておかしし、また、そつち早くやめる者、一般的には稼働能力があると考えられ

る者に、五十五才以後においてやめる者以上に特別厚い給付をやるといふ建前もとりにくい、こういう点を考へ、なお、それをもしとりましますと、掛金率、負担率が上がります、要するにこの保険数理の建前におきましては、一定の掛金負担額、それらを合わせた総体の金をどのようにならうに給付に回すかといふ問題になつてきます。そつちたときに、今のようないふ事情を考へましたときには、これはやはり基本的な問題も出てくるわけでありまして、だから、そつちうふうなことを考へまして、この点は私もまあ十分ながらやむを得ない、こつちうふうに考へたわけでありました。

○加瀬完君 課長も、今の局長の意見と同じですか、それを肯定しますか。

○説明員(清水成之君) 経過としましてはさうございします。

○加瀬完君 いや、経過じゃない、結論としてそのとおりでいいかどうか。

○説明員(清水成之君) はい。

○加瀬完君 あなた方は何もわかつていない。何のために一体共済組合制度といふものを発表させるのだ。社会保障制度審議会は何かと勧告して、いふ。あるいは人事院は何と勧告して、いふ。若年停止を生かして、いふ。その一環としてやるのだから、既得権、期待権といふものが減退するやうなことがあつてはいかぬと社会保障制度審議会は言つておるじゃないか。共済組合の掛金や負担率のバランスを合わせるために職員団体があるのじゃないですよ。恩給法よりもいい共済組合制度といふものが発表するといふから、それはいいだらうといふて職員組

合は安心するわけですよ。それが恩給法で与えられておったものが取り去られて、希望した者はむしろ幻滅の悲哀を感ずるという内容であつては、これはおかしい話でしょう。あなた方が、女子教員でも五十五才までは必ず勤めさせる、こういう保証を教育委員会に取りつけるなら話は別だ。そうではないでしょう。三年もかかってこれをやっておつて、若年停止の必要性というものを文部大臣に耳にタコができるほどあなた方が吹き込んでいないという事すらがおかしいのだ。これから五年、十年と経過していつて、若年停止の者が出ないとなつた方、保証ができますか。不利益にならないという保証ができますか。これは、計算をした課長でも説明員でもない、あらためて聞くけれどもね、都道府県の公務員と小学校、中学校の義務制の教職員と比べて、若年退職者はどつちが多いとあなた方は判断していますか。教職員で若年退職をさせられた者は、特に女子教員などは、生活のいかんにかかわらず、他の職に転職をしている人員というものは、退職者のうちの何%あると御認定ですか。数字の上で聞きますよ。

○説明員(清水成之君) 小中の義務制女子教員の場合でございますが、きょう資料で配付をいたしておりますこの退職者欄は、学校教員需給調査の指定統計によつて出したものでございまして、それから参りますと、この四十六才あたりからの脱退率と申しますか、退職の率が上がつて参ります。こういう状況に現在なつております。一般地方公務員との関係でこれがかかるといふことにつきましては、私、承知を

いたしておりますので、お許しをいただきたいと思います。小中学校の女子教員の場合には、こういう状況に指定統計ではなつております。それから、転職の人間がこのうちから何名あるかということにつきましては、遺憾ながら資料を持ち合わせておりませんので、お許しをいただきたいと思います。

○加瀬完君 こまかい数字は午後に聞きますよ。小学校、中学校女子教員年令別現在者退職者構成、昭和三十七年四月十九日提出という、これをひとつ御説明いただきましょう。

○説明員(進藤聖太郎君) この資料は、現在者につきましては、昭和三十四年六月一日現在の学校教員調査で、それから退職者につきましては、昭和三十三年四月一日から三十四年の三月三十一日まで一年間における退職者の数でございます。したがって、現在者と退職者の関係が必ずしも対応関係にございせんので、現在者に対して退職者がどの程度やめておるかということをこの表から直ちに計算することは、多少の無理がございしますが、その間のズレが二カ月程度でございしますので、おおむね数字は出るだらうという事で、現在者に対します退職者の割合をはじいたものでございまして、十八才から二十五才までの小学校の場合を、この割合を見てみますと、五・二一%、あるいは中学校の場合は七・四七%になつてございまして、これを一般に比しますと、一般の場合は、この率が三・四%という事で相当高いものになつておるわけでございまして、これは、御承知のように、この年代の年令の方が結婚で退職されるといふような事情が多いのではないかと

うふうに考へておるわけでございまして、その次の、二十六才から三十才までにつきましては、小学校が二・八八%、中学は四・三二%でございまして、一般の退職率は、この辺が二・五%程度でございまして、小学校の場合は、あまり変わりありませんが、中学校の場合には、やや大きな率になつておるわけでございまして、その次の三十一才から三十五才までは、小学校が一・二一%、中学が一・八九%でございまして、一般の率は、この辺は一・五%ということになつておるわけで、小学校の場合には、むしろ低い、中学の場合には、やや高い、平均で、大体この辺は一般の退職率と変わつておりません。それからその次の三十六才から四十才までは、一・〇一%の一・三八%、この辺は一般の場合は〇・九%でございまして、多少高いという程度でございまして、それから四十一才から四十五才までは、小学校が一・七三%、中学が一・七七%でございまして、一般の場合は、この辺が一・二ないし一・三%という率でございまして、多少高いという程度でございまして、その次の四十六才から五十才になりますと、急激にふえて参りまして、六・六四、中学が七・一九、一般の場合には、これが一・四%から一・五%程度という事で、非常にここでふえるわけでございまして、

なほ、この場合、どこからふえていくかというのをしさいに見て参りますと、小学校の場合は、そこにございまして、現存者の数で類推するわけでございますが、四十八才程度から急激に脱退者の数が多くなる、それから

中学校の場合には、五十才から脱退者の数が急激にふえているというふうに、この表から推察されるのではないかと思います。

五十一才から五十五才までは、一・二%、一・四%ということでございますが、一般の場合は、三・八%程度でございまして、それから五十六才から六十才につきましては、二・六・八三、二二・五〇ということになつておりますが、一般の場合には、一・一%程度という事でございまして、やや倍になつております。六十才以上につきましては、非常に数の少ないデータでございまして、これは調査の資料にならないのではないかというふうに考へております。

以上であります。

○加瀬完君 一般公務員に比べて、若年退職者が多いという事は認められますね。

○説明員(進藤聖太郎君) 四十八才程度からは非常に多いというふうに、統計の上からは、表われて参ると思ひます。

○加瀬完君 四十八才じゃないでしよう。もつと前から多くなつていふので。

○説明員(進藤聖太郎君) 十八才から三十才程度までも、一般に比べて女子の場合が多いという事でございまして、

か。

○説明員(進藤聖太郎君) ございまして、

○加瀬完君 それを前半のほうの――前半というのは、若いほうの退職は除きまして、四十一才から五年段階で、

午後二時二十分開会

○委員長(小林武治君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○加瀬完君 この前の山本委員の質問で、残存表自体が料率その他にかかると関係ができてくることなので、この残存表そのものがもつとはつきりしないけれども、あとに問題が残るのではないかと、こういう点が指摘をされたわけですね。この回答は、まだ明確に出しておらないわけですね。そこで、その残存表の問題で質問を進めますが、国家公務員並びに府県、市町村、教職員、この各職種の高年令別構成比はどうなつていますか。具体的に言つて、五十六才以上の年令者の占める全体に対する比率はどうなつていますか。

○説明員(松浦功君) 都道府県の職員

女子に合せてパーセントだけ言つて下さい。小中……。

○説明員(清水成之君) 退職者の場合、小学校で〇・九一、それから中学校の場合、一・一一。それから四十六才から五十才までは、小学校が一・二六、中学校が一・三三、五十一才から五十五才までは、小学校が七・四一、中学校が七・六八、それから五十六才から六十才までは、小学校が二・九・八二、中学校が三・〇・三〇、六十一才以上は、小学校が七・五・〇〇、こういう状況でございまして。

○委員長(小林武治君) 午前はこの程度にいたしまして、午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十分休憩

に例をとって申し上げますと、一般職員では四・九%、約五%が五十六才以上ということになっております。三十四年の調査に基づく数字であります。

○加瀬亮君　義務学校職員は……。文部省はそれは小中学校別に出して下さい。それから今は一般職員とおっしゃいましたが、都道府県と市と町村と三分類してそれぞれの高年令者の構成比を出して下さい。

○政府委員(佐久間彌君) ちよつと計算に時間がかかりますので、御猶予をいただきたいと思ひます。

○政府委員(杉江清君)　こちらもう少し時間をいただきたいと思います。

○加瀬亮君 それはおかしいですよ。脱退率がはじき出されているならば、当然残存数もわかっているわけです。

残存数がわかっておれば、高年令者の全体に対する構成比も出ているわけです。残存数が少ないの多いの、保険料

事がこれでなければならぬのといつたような議論はその数字が出なければ出てこないのじゃないですか。今さら

計算してそれを出すなんというのはおかしい。じゃ、今までは何の計算で料率が幾らなんて出したのか。おかしい

○説明員（堀込惣次郎君） 脱退率は、在職年数別に出しまして残存表を作つ

ておりますので、もちろん構成の中には年令があるわけでございますけれども、脱退残存率の構成が勤続年数別にも、

なっております。そのほうのそういった目的で調査をいたしたものを使っております。

○加瀬完君 それはわかっていているんですよ。だから、その計算と実際の勤めておる職員の実脱退数なり実脱退率なり

成比の何分ずつ累年一体やめていく計算になるのか、あるいは高年令者は何分を占めているのか、こういう具体的な問題をたくさん出してくれば、これは若年で退職する者が相当多い、大臣ですら認めざるを得ない。そういう現実の綿密な調査というものをなさないで、若年停止の必要はありませんとか、将来の問題として考えましよう、そんなうそぶく話を聞いておいて、さようでございますかと賛成するわけにはいきなり出せ。これは私たちが請求したから出して下さい。それから高年令者五十六才以上は何%になっているかというものが出てこない。自治省も文部省も、市町村はどうなっているか、警察官はどうなっているか、こういうふうに綿密に調べなければ、脱退率だけ想定したってそれだけで掛金が上がるものや下がるものや、あるいは若年停止を復活していいものや悪いものや、あなた方は若年停止を復活すると困る、掛金はこれ以上下がらない——下がないものや下がるものや、やらわらないでしよ、想定数字だけでは、三年もかかって何をやっていい、あなた方にはそり言いたいです。計算できませんでしたか。

○説明員(松浦功君) お答えを申し上げます。五十六才以上の在職者でございますが、都道府県は、先ほど申し上げましたように、一般職員、教育、警察を除いた分でございます。四・九%でございます。それから五大市が三・六%、それから一般の市が五・四%、町村が七・三%、これは三十四年度の調査に基づくものでございませう。

○説明員(清水成之君) 義務教育関係のほうを出したのでお答えいたしました。中学校関係におきましては、五十六才以上が、中学校教員総数の〇・八三%でございます。小学校におきまして五十六才以上が、小学校教員総数の〇・六三%、かように相成っております。以上は三十四年六月一日現在の指定統計によつたものでございます。

○加瀬完君 町村は五十六才以上が七・三%です。それから一般の市が五・四%、義務学校職員の小学校は〇・六三%、中学校が〇・八三%。三十一年度の調査のときの小学校は〇・八%、今度のは〇・六三%、高年令者が少なくなつています。それから中学校は三十一年度が一・三%、今度が〇・八三%で低くなつて、これはどういふことですか、文部大臣に伺います。三十一年度現在の高年令層の構成比を比べると今のほうが低くなつてゐるということはどういふことでしょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員が説明員からお答えをさしていただきました。○説明員(進藤聖太郎君) 三十一年度の調査には、自治省の資料でございまして、事務職員も入つておるうちに聞いておりますが……

○加瀬完君 事務職員は別だ。○説明員(進藤聖太郎君) 事務職員は別でございますか。○説明員(清水成之君) 今のお尋ねでございますが、教員だけをとりました場合には、やめていく人が多い、こういうふうな判断をせざるを得ないと思ひます。○加瀬完君 それはだれが考えてもそうでしょう。三十一年度と三十四年度を比べると、若年で退職する者の数はふえている、あるいは残っている数は

少なくなつたのだから。それでも若年停止の必要がないということはどういうわけでしょう。この点の説明をひとつ求めましよう。局長でもだれでもいい。これは大臣がいいのだけれども、大臣何だかさっぱりわからないよりだから、局長でいい。

○政府委員(杉江清君) 前の御説明をやや繰り返すことになりましたけれども、やはりこの法律で男女の差をつけない、そして全体としての給付は上げていく、退職手当も従来より改善する、こういうふうな改善の面をほかに置く。しかし、男女の差を今まではつけておつたけれども、今度はつけなくて、こういうふうな制度をよとして私どもは考えてゐるわけなんです、今のよりな点だけを考へて恩給の制度を維持するといふことは、これは基本的に恩給制度といふのか、共済制度かといふのかといふところまでさかのぼるべき問題ではないか。そういうふうな点はあ

るのだけれども、しかし、全体として改善すべき点が多いとあるのだから、この点はこの問題としては一応別の問題としてやばり考へざるを得ない、こういうふうに私どもは考へておるわけでありませう。

○加瀬完君 その議論の点を明確にしましょう。私は若年停止の必要があるのかないのかといふことを聞いておるのだから、ほかのことはお答えいたしたかなくもつけようです。ほかのことはほかのことでまた議論する。そこで、昭和三十一年の恩給法適用のころは、若年停止の必要があると認めておつたわけですね。その高年令者の比は〇・八%なり一・三%なりであつたところが、あなた方の共済組合の施行

する現時点に一番近い調査によれば、高年令層の比は低くなつてしまつたといふことは、若年退職の者はむしろパーセントからいへばふえてきてゐるということだ。しかも、人事院の勧告は、若年停止はそのまま認むべきだといふ勧告をしてゐるにかかわらず、しかも、勧告のとおり若年で退職する者の数が多くなつてきておるにかかわらず、若干停止の問題を十二分にも議論しないで、他のいろいろの面がいいからといふことで取り去つてしまつて、禍根が残らないかどうかといふ問題だ。もう一つは、若年停止が必要か不必要かといふ議論をするについては、あまりにもあなた方の集めた資料といふものは、判断の材料といふものは不足しております。昭和三十一年にすてにいろいろの調査があるにもかかわらず、その調査すらないでしよ。質問されて十分ぐらしかかつて計算して、計算で出てきたものが、あなた方の都合の悪いのが出ちゃつた、こんなことで若年停止の必要性を議論するあなた方資格がありますか、怠慢じゃありませんか。整わない資料が必要があるとかなんとか判断したといふことをあなた方認めざるを得ないでしよ。どうですか。

○政府委員(杉江清君) この今の資料で、若くしてやめる者が多少ふえてゐるといふことから、直ちに若年停止の制度を維持することが必要だといふ結論にはならないと思ひます。それはやはり基本的な問題として、今度の制度の他の長所も含めた全体としてどつちを取るかと、こういうことで判断せざるを得ない、こういうふうに考へております。

○加瀬完君 御説明がさっぱり私にはわからないのです。さっぱりわからない。もう少し数字の上で申しましよう。こういうことがあなたの方言でしよ。な。はつきりしない資料で判断したその判断は訂正の要があるとは思ひませんか。これは抽象論……

○政府委員(杉江清君) それは一般的にそうだと思います。○加瀬完君 それじゃさうだと、あなた方の資料がはつきりしておらないといふことをあげれば、あなたの方反省します。当然、これから申し上げます。残存数が教員のほうが多いといふあなた方は資料を出しておる。一般公務員に比べて残存数ははるかに多いといふ資料を出しておる、この確率は間違ひありませんか。

○説明員(進藤聖太郎君) 間違ひございません。○加瀬完君 計算は間違ひないことは認めます。実態調査と見合ふものだと確信が持てますか。

○説明員(進藤聖太郎君) その点は、そこに実態調査の基礎をおあげしてございませう。その実態調査から導き出したいわゆる脱退残存表であるといふことは間違ひありません。

○加瀬完君 それでは都道府県です、市町村並びに義務学校職員の三十三才、三十五才の構成人員を一〇〇とした場合、五年段階で各年令階層の構成割合はどうなつておられますか。これは自治省と両方にお尋ねいたします。

○説明員(進藤聖太郎君) まことに申し上げにくいのですが、財源値計算に必要な脱退残存表を作成するにあつて、年令別の構成といふことは直接関係がございませうので、ここには資料

○加瀬完君 御説明がさっぱり私にはわからないのです。さっぱりわからない。もう少し数字の上で申しましよう。こういうことがあなたの方言でしよ。な。はつきりしない資料で判断したその判断は訂正の要があるとは思ひませんか。これは抽象論……

○政府委員(杉江清君) それは一般的にそうだと思います。○加瀬完君 それじゃさうだと、あなた方の資料がはつきりしておらないといふことをあげれば、あなたの方反省します。当然、これから申し上げます。残存数が教員のほうが多いといふあなた方は資料を出しておる。一般公務員に比べて残存数ははるかに多いといふ資料を出しておる、この確率は間違ひありませんか。

○説明員(進藤聖太郎君) 間違ひございません。○加瀬完君 計算は間違ひないことは認めます。実態調査と見合ふものだと確信が持てますか。

○説明員(進藤聖太郎君) その点は、そこに実態調査の基礎をおあげしてございませう。その実態調査から導き出したいわゆる脱退残存表であるといふことは間違ひありません。

○加瀬完君 それでは都道府県です、市町村並びに義務学校職員の三十三才、三十五才の構成人員を一〇〇とした場合、五年段階で各年令階層の構成割合はどうなつておられますか。これは自治省と両方にお尋ねいたします。

○説明員(進藤聖太郎君) まことに申し上げにくいのですが、財源値計算に必要な脱退残存表を作成するにあつて、年令別の構成といふことは直接関係がございませうので、ここには資料

○加瀬完君 御説明がさっぱり私にはわからないのです。さっぱりわからない。もう少し数字の上で申しましよう。こういうことがあなたの方言でしよ。な。はつきりしない資料で判断したその判断は訂正の要があるとは思ひませんか。これは抽象論……

○政府委員(杉江清君) それは一般的にそうだと思います。○加瀬完君 それじゃさうだと、あなた方の資料がはつきりしておらないといふことをあげれば、あなたの方反省します。当然、これから申し上げます。残存数が教員のほうが多いといふあなた方は資料を出しておる。一般公務員に比べて残存数ははるかに多いといふ資料を出しておる、この確率は間違ひありませんか。

○説明員(進藤聖太郎君) 間違ひございません。○加瀬完君 計算は間違ひないことは認めます。実態調査と見合ふものだと確信が持てますか。

○説明員(進藤聖太郎君) その点は、そこに実態調査の基礎をおあげしてございませう。その実態調査から導き出したいわゆる脱退残存表であるといふことは間違ひありません。

○加瀬完君 それでは都道府県です、市町村並びに義務学校職員の三十三才、三十五才の構成人員を一〇〇とした場合、五年段階で各年令階層の構成割合はどうなつておられますか。これは自治省と両方にお尋ねいたします。

○説明員(進藤聖太郎君) まことに申し上げにくいのですが、財源値計算に必要な脱退残存表を作成するにあつて、年令別の構成といふことは直接関係がございませうので、ここには資料

○加瀬完君 あなた方には必要なくても、私には必要だ。そういう問題がはつきりしなければ出てこない。頭の中で空想したような数字だけでは掛金を払うほうにとれば払えない、幾らふっかけられても。だから、間違いないという数字は、もっと実態調査がはつきりしなければいけない。まあ自治省の大臣が来て、山本委員が質問するそうですから、暫時時間を与えますから、十分計算して出して下さい。私は保留いたします。

あとにやめるかによつて非常に財源率は変わってくるのです。これはあなから方専門家に聞いたらわかるのです。二十年で年金が付きますから、それまではつかないから財源率は非常に低いのです。その調整がこの共済制度の、年金制度のキー・ポイントです、財源率をきめる。財源率をきめることによつて本人の掛金と、それから地方公共団体の負担がきまるのですが、そこで私は、加瀬氏は、その実態からいろいろ疑問を持っておられることは、私は、私事だと思ふのです。そこで、皆さんが出したこの資料でよく聞いて

後五年までの三年すれた、近い数字を出されると、今度は十万のうちに二十年で残る人が六万七千二百八十三名、前の資料より二万人多くなっておるのです。参考まで国家公務員のときを申しますと、国家公務員の場合には、十萬単位で、同じ保険数理で出しておるのですから、同じことなんです。国家公務員の場合には、十万のうち残るのは三万八千三百六十七人、なるほど公立学校、都道府県、それから警察、おのおの職種によつては脱退といふますか、やめる率、死亡率も若干違ひでしょう、これは私も認めます。しかし、こ

これは若干の違うことはわかります。この十万というのは、たとえば本年の十月一日から実施するとすれば、十月一日に十万人採用して、しかも、二十二才の人を採用して、それからいよいよゆるゆる四十五年間のマラソン競争をさせるののですから、一年のうちに何人脱退するのかわかるといふことを現在の実態からいろいろの教理で補正して実態に近いものをを出すのですけれども、あまりにも違う、実態と。今言つたように四倍も違う。そういう数字ではたして正確な組るか、そこに疑問があるから、わが社

おる。国及び地方公共団体は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。」これ以外に国が財政的に援助するという法文は何もない。私は恩給制度そのものを残せとは言つておらない。昔の天皇の官吏から國民に奉仕の公務員に変わった今日だから、私は、ある程度の共済制度というものもやむを得ないけれども、人事院の勧告は、こういうことを憂えて、一度にそういう共済制度に踏み切ることには無理であるから、一応漸進的にやつていったらどうかということをいつて

○山本伊三郎君　では、ぼちぼち、もうこく出ておられぬような問題ですから立ち上がりますが、実は自治大臣をお待ちしておったのは、非常にこの議案がせかれておるように私のほうの理事にもお伺いしておるのですが、今の加瀬委員もいろいろ質問されておりますが、非常に基本的な基礎的な問題で、いろいろ心配をしておるのです。で、総理大臣がこの間来られて、私は保険数理というのは詳しくないけれども、恩給制度よりこの共済組合制度のほうがいいだろうといううなことで、その基礎的なそういう保険数理のことははわからぬと、こういう答弁があつた。文部大臣もそういう御答弁をなされておる。自治大臣も大体そうなつておる。しかし、われわれが心配するのは、私は加瀬委員と違つて、皆さん方が出した脱退残存表を基礎に、一ぺんこれが間違ひであるかどうかということを出しておかないと、文部大臣も自治大臣もすでにその点は御存じだと思いますが、この脱退残存表、特に二十年を契機にして、それから前にやめるか、

みたいのですが、これだけ違うのですから、これは常識で判断してもらっていいと思うのですが、私は皆さん方が出された脱退残存表の基礎で、あなた方の数字で言いますから、出された資料が私は年次が違うと思うのですが、警察の場合は、十万単位で出しておきますから十万単位で言いますが、二十年までに残る人が十万のうちに五千二百七人なんです。初任年令が十二才といっておられるのです。警察の場合は、十万のうちに二十年で残るのは一万五千二百七人なんです。ところが、道府県——市町村のデータがありませんが、道府県の場合には、十万のうち二十年で残る人が四万二千九百二十五人なんです。三倍ほど違うのです、残る人が。それから公立学校のことを申しますと、公立学校の場合には、多いのです。二十年の場合には、十万のうち残るのが四万七千七百九十八人なんです。これは最初出されたデータです。私がどうもこういうことでないからと言って、文部省が非常に努力をされて徹夜をして出された三十三年の

れほど大きい差がどこから出てくるのか
 といって、私は重要な問題ですから、こ
 のデータもらってから長らくこの調査
 をしても、その根拠がわからないので
 す。そして今いろいろと加瀬さんは年
 令構成を尋ねておられますが、そのと
 きに、たまたま公務員課長が五十六才
 以上の現在員、これは現在の調査です
 が、五十六才以上で残る者が、現在の
 実態が四・九%だと言われたと思うの
 です。そうすると、これは一つの推定
 数字ですから、保険数理からくるのが
 から、これは若干実態との誤差がある
 けれども、都道府県の場合をとってみ
 ますと、この脱退残存表と実態との誤
 差はこうなっております。初任年令が
 二十二才というこれは基礎になってお
 るのです。この公式からいって、二十
 二才をわれわれが標準としてとった場
 合に、勤続して三十四年目に五十六才
 に達するということこれは論理なんです
 数理なんです。そうすると、この表で
 見ると一割七分四厘五毛五条、四・九多
 からいうと四四の十六ですから、四
 倍も実態とは違うのです。しかし、こ

会党は、そう簡単にこれをやられた場合に、皆さん方のこのデータでいくと、あの法律に定めておる四十五と十五の割合は、はるかに突破します、私の計算で。かりに組合員から四・四〇以上をとれないとすれば、その後の負担はだれが持つか。地方公共団体が持つんでしょう。国は持たないでしょうになる。しかも、地方交付税でわずか十五億、〇・一％を見ておるけれども、そんな金は問題でない。こういったものをどう解決するかということでは私はくどくどと言っておるのです。その理解ができないということはないと、思うのです。しかも、総理大臣が来たときに、私にどういう答弁をしたか。恩給制度は金がかかり過ぎる、今度は共済制度で本人からも掛金を出し、そして公共団体から半分々々出して、新しい相互扶助組織でやるんだ、国が金を持つことはできませんと言いつたのです。そうすると、足りないときには、これは一体だれが持つのか。そこでは私は法律を調べました。今度の法律は、第一条の第二項にこれだけ入って

おる。私は、恩給制度の恩給そのものは恩恵的に現在でも受けておるものではないと思う。一般の公務員についてはそうだと思っております。二%の負担をしておるのです。軍人恩給は別です。これは全く国費でやっておるけれども、公務員の場合では、現在でも恩恵的に一方的に受けておらない。したがつて、私はそういうすべてを国の恩恵でやってもらおうとは思わないけれども、こういうデータでわれわれが、国会に責任を持つ者が、こういうもので案を通したあとで、国も金を持たない、財源を持たない。一体だれが持つか。私は言いたいのですけれども、逆に言えば、実態とこの脱退残存表が合っておらない。私はこれでいけるだろうと思ふけれども、このデータで出された場合には、私はそれはいけないと思う。これは大臣は説明ができないと思うのですが、専門家でもいいが、私は厳格に数字を給つていったら非常に間違ひを起すかと思う。その点の理解がいっておるかどうか。それが理解されれば、あとは条文の問題で運用の問題です。

の他残りました。これについて、私はいつかの冒頭に申しましたように、自治省当局、文部省当局は非常に苦労されて、運用の点についても、あるいは付加給付の点についても、努力されたとは認めておる。しかし、基本的な問題については理解されぬままに、今申しましたように、警察と一般の都道府県の職員と、公立学校とこれほど残存数が違うという根拠はわれわれの常識では考えられない。警察の人が二十年勤めて百人のうちわずかに残りが十五人で、都道府県の人は五十七人残る、公立学校の人は六十七人残る、そういう事実は常識ではわからない。なるほど警察の職員はああいう職務ですから、年がいくとできないと思う、荒っぽい仕事ですから。しかし、それは五十才以上こえた場合は、あるいはその残存率はある程度変わるけれども、四倍も五倍も、それだけの数がやめるとは考えられない。そういうデータでわれわれが審議しようというのだから、われわれが、これに対してどこまでも追及しなさい、説明を求めるのは無理はないと思うのですが、この点の理解はどうでしょうか、御答弁を願いたい。

○説明員(堀込惣次郎君) ただいま二十年の残存数のお話がありました。先ほど進藤説明員からちよつと説明があつたかと思いますが、現在統計における高年令者の分布と脱退残存表の勤続年数二十年のころの残存数との構成は、少し意味が違つて、これは先生御存じじゃないかと思ひますけれども……。

○山本伊三郎君 それはわかつておる。○説明員(堀込惣次郎君) そういう関係でございます。現在その二十年のころの脱退残存表の二十年と言ひましたのは、最初入つた人間が二十年後に残るという数字でございます。片方のほうの現在統計の分は、その調査時点における年令の分布の構成でございます。したがひまして、たとえば在職年数二十年のもののパーセントを現在統計で見ますと、そのものは二十年前に採用されたものの割合、そういうことになつておると思うのです。そういう関係で非常に数字は違ひと思ひます。

○山本伊三郎君 これは警察のほうの問題でございますが、警察の特例を受けておる者の残存数でございますので、警察官が昇進しまして警視などになりますと、これは一般のほうの適用を受けることになりまして、したがひまして、警察特例の対象としては長期勤続が非常に少ない、こういう結果になると考えます。

○山本伊三郎君 これは、警察の人はおられますか。警察のデータは、これは国家公務員の場合と同じことなんです。だから、今言われたのは、私はそういう移行するとか何とか言うけれども、残つた人の、その要するに統計だと見ておるのです。だから、二十年で国家公務員に昇格する人がありますが、そういう人を除いて、二十年でそれだけの差があるという根拠が、しかも、それは二十年たつたぬでもないんですよ、その率で減つておるのです。私はわかりやすく二十年と言つたのですが、それまでも同じような四対一の割合でやめておるのですよ。あなたの言うのは、相当年令たつてから昇格するのです。そういうことでは

しょう。初めから警視正とか国家公務員になる人は特殊な人であつて、地方警察において、この共済組合に資格を持つような人はそういう大きな差が出てくるかどうか、それを私は言つておるのですよ。

○説明員(堀込惣次郎君) 警察のほうは、私今考えたところで申し上げましたのですが、実際の調査を私どもでやつておりませんので……。

○山本伊三郎君 それをあなたが答弁するからそのようになります。

○説明員(堀込惣次郎君) 失礼いたしました。

○山本伊三郎君 知らぬならば、それでいい。じゃ、警察のほうから……。

○説明員(前田利明君) 警察の特例の分でございますが、これは警部補、巡査部長、巡査の階級にある者の国家公務員の十分の一の抽出検査でつたもので、したがひまして、巡査が警部に昇任いたしましたときは、この表では便宜脱退ということになつておると私も思つております。

○山本伊三郎君 あなたは実際これをやつておられるのです。私の言つてゐるのは、かりに、巡査から警部に一年や二年でなれぬでしよう、これは初めから偶然にあつたが言う警部になつたより年令を見てみると違ひのたつたら、私は理解するのですが、そういう減り方じゃない。しろろとであればそんなこと言つてごまかされるけれども、零年から一年ずつと引いてきて同じような率で減つておる。

○説明員(前田利明君) お説のとおりに、巡査から警部になる者は非常に数に少ないわけでございますから、この

脱退残存表にそれほど大きな影響を与えてゐるものとは私も考えておりません。

○山本伊三郎君 それでは、私は理解されると思いますが、専門家がいられますから、警察の場合とこれを比較して言ひますが、一般のこれは都道府県をこれば、一番低く……、公立学校はちよつと高いですから、言ひますが、一年目には都道府県の場合は、五千七百六十三名、これは脱退してゐるわけですが、警察の場合は一万八百七十七、二年目には都道府県五千五百四十六、それから警察のほうは八千三百七十七、こういうことでずつと高率できてゐるのです。こういう事情がわれわれとしては納得できない。あなたの今言われたように、五年かかると十年かかかるかわかりませんが、そういうところにはがくつと脱退数が減つてゐるといふならば、これは理解できる。それが、いかにこれが推定数字、保険数理からくる統計数字だといつても、これは私国會議員がなんぼばかでもそれを納得せよとは言えないと思ひます。それが加瀬委員が実態はどうなつておるかというところをくどくどと尋ねておられるもどかと思ひます。公立学校の場合でも、私は資料を熱心に出してもらつた点については、係員の人の感謝いたしますが、しかし、三年ずれただけで二十年のところで二万人の差が出てきてゐるのです。統計のとおり方です。そして、都道府県の場合は、最初出された公立学校と同じ期間の統計数字なんです。それが三年おくれた場合、一体どうなるのかという、われわれはそこに一つの危惧の念があつて心配する

のです。その事でふえた場合に一体、一昨日ですか、私はそこで公式を書いてやりましたけれども、全部あれは変わつていく。あの料率全部変わるのです。高くなるのです。財源率とか、専門家が、それでしやう。そうかどうか、それをちよつと……。

○説明員(堀込惣次郎君) 高くなると思ひます。

○山本伊三郎君 多分ではない。そのとおりになるのです。そういう基本的な問題に、私はただいまから将来、前提で申しましたように、これがそういう財源に狂いがきたときには国が持つのだ、地方公共団体が持つならば持つてよろしい、そういう保証のない限りにおいて、これをやつた場合に、私はこの数字については疑問を持つてゐるけれども、もしこの数字がそうだと私が仮定した前提に立てば、ゆゆしい大事が起る。これは大臣の責任問題まで発展すると思ひます。そういう重要な問題をここに含んでゐるのです。国家公務員国に於ては、私は不幸にしてそのとき国会に出ておらなかつたのです。が、あとで掛金が問題になつたときに、佐藤大蔵大臣と相当これについて論議をいたしました。しかし、その問題はあつたけれども、まあ一応年令が變つたらちよつと相談しようと言つたら、池田内閣にかつてしまつて、それがとぎれてゐるのです。国民年金法が国会にかつたとき、これは社労でかつたのですが、この問題は論議をされませんでした。ただ、国民年金の場合には、これよりきつめて簡単です。掛金が一定してありますから、三十五才を契機として、百円と百五十円ですから、きつめて簡単——簡

軍という非常に問題ですが、保険数理は比較的簡単なんです。これはもう俸給指数はずつと変わってくる。こういう複雑な保険数理ですから、なかなか理解しにくい、無理だと思えますけれども、しかし、キー・ポイントのところくらいは私は閣議で了解すべきだと思ふ。それを除いておいて、いや、社会党が反対して通さないとは言つておらないと思ひますけれども、何か延びておるから、こちらが食い下がつておるようですが、私はそれさえ理解してもらつたらそれでよろしい。もし財源に狂いを生じたときには、その法文中に、固まり地方公共団体がみんなかぶるんだ、こういう一文を入れられるという腹があるならば、私はある程度この問題は了解してもいいのです。これ以外の、自治大臣はおとといおられなかつたけれども、そういう残存率が高いので、大蔵省の諸君がおるかどうか知りませんが、なるべく率を減らすために、減額退職年金のほうがあつた計数からいくと高くなるから、私はそれを除いたのではないかと思ひますけれども、そうじゃないと言ひますが、もし減額退職年金を入れた場合には、その数を私は計算しておりませんが、自治省で計算したと思ひますが、上がることは事実です。そういうことで、いろいろわれわれは心配をして、この本案の審議に参加しているのですが、そういうことを私は考えずにこの法案が通つたあとどうするかという問題なんです。この点、両大臣から、そういう憂いがあれば国が持ちましよう、いや、地方公共団体に持たせましよう、本人はやはり百分の四・四ということは一応考へざるを得ないということがはつきり

言えるならば、私はこの問題に關しては、一応了解をしていいと思ひます。その点どうですか。

○国務大臣(安井謙吉) ずつと従来からの御議論、御質問を伺つておりますと、二つになると思ひますのでありまして、山本さんの御質問は、このシステムがこのまゝいけるならば、若干不満はあるが、まあまあよろう、こういう問題であらうかと思ひます。もう一つは、このシステムがこのまゝでは、現在、ただいま運営上非常に、運営というか、地方公務員で不利になる人ができるのが困るという御議論と、二つ今まであつたと思ひます。山本さんの御心配は、一番基本的な問題で、これも非常に大事な問題だと思ひますし、また専門的にいろいろと御検討されまして、ことに自治省なり、文部省で非常に苦勞して一応總体の計算をやつておるものに対して、専門的な見地からのいろいろな御批判であります。私も、この御批判の中には、いろいろ御懸念のあるような点も若干将来の問題として考へなければならぬという気がいたしております。おりますが、これは要するに、地方団体の負担の可能性の問題に落ちつくと思ひます、したがつて、そういう数字の影響が現れますのは、実際に現れるのは二十年なり三十年あるいは四十年先の問題に大きく現れてくるものだと思ひます。それまでの間に、三年なり五年の経過を見まして、今御懸念のような点をどういふふうで今後考へていけばいいか、掛金率の問題にしましても、四・四がそのまゝ固定の問題ではなからうと思ひます。これは国との関係もありましようが、いろいろな点は、二年なり三年、

その間に検討は十分しなければなるまい。しかし、同時に、地方財政について国が国庫負担をしないのかどうかという保証があるのだという御質問に對しましては、一般的に申し上げますならば、これは今の地方財政に對しては、一定の基準財政収支というものを、それに対する赤字はあくまで国が責任を持つて補てんをするという建前をとつておるわけでありまして、したがつて、それは若干の年度によつて赤字があるとか、食い違いがあるということがあります。非常な大きなもので食い違いがあれば、これは交付税の税率は根本的に考へなければいかぬというのが今の考へ方でございます。したがつて、補助金がございから地方財政が持つ、補助金がないから持たないという問題は、これは私はちよつと別にならうかと思ひます。ことに、それでは不交付団体はどうだということですが、不交付団体であつても、このために赤字が出るようになれば、これは当然国が持つという建前になつて、あくまでそれに対しては地方団体に對しては、また、この限りにおいては、今の計算システムをとつておる限りにおいては、地方団体が義務的経費として責任を持つて持つのであります。また、持った地方団体が財政上今後どうなるかという問題につきましても、国が責任を持つてカバーするという建前に変わりありません。現在一割の補助金の問題、それから交付税等で操作する問題等には、現在若干やり方に相違はあります。しかし、長い将来を見ていけば、これは必ず国が最終的にめんどろを見ていくということには変わりはない建前であ

ります。しかし、同時に、今の全体の計算上の問題というものにつきましても、これはある程度仮定が入つておることは事実であります。そうして、国とも違つて、さらに非常に複雑な地方団体をそれぞれ計算をしていくわけでありまして、その計算の中に、あるいはやつてみますと、食い違いが若干できてこないという保証は私はないと思ひます。この意味では、ある程度腹だめだと言つてもやむを得まいかと思ひます。その点はやつておいて、これは二年なり三年なりの実績を見て、さらに逐次修正をしていくということ、ぜひ欠点になる部分、あるいは変更を要する部分は訂正をしていきたい、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○山本伊三郎君 自治大臣は、まだ理解が足りないのです。あなたは政治上の問題で言われている。私の言っているのは、法律上にうたわれているものから判り出して言つておる。あなたの言われるように、これは財源率が一〇〇までにとまる場合は、四五、五五といふこの法律の範囲内ではいける。その場合は、気の毒だけれども、組合が一〇・一〇だけ増額する。この負担割合といふものは、四五と五五ということ、法律ではつきりしてゐるのです。それが財源率が一〇〇以上に上つた場合に、一体だれが持つかということなんです。そういう問題がすでに出てきてゐる。警察の場合はつきり、保険料率の場合には、国もあるいは本人も上つて出すということになつてゐるのです。私が今言ひましたように、実際は財源率をこの方式からして一〇

〇までに押えたいというのが大體の構想であると思ひますが、實際問題ではそれはいいかようなデータが出てきてゐる。その場合に、法律上四五と五五の比率で分けるのと、今の場合は九九・四五と出ているから、若干地方公共団体はよけい持つてもいいだらうというところで、組合には四・四といふことで負担をきめてゐる。それ以上なんというところになつたら、組合員はおそらくおさまらぬと思ひます。国家公務員よりも高いのでおさまらぬと思ひます。それで押えて、その上、五五といふ一ぱいこれを地方公共団体に持たせようといふので、割合からいくとそうなつてゐるのです。だから、率からいくと、地方公共団体のほうが真正面から取つ組んでも、四五と五五からいうと若干上つたものを持つてゐるということになる。九九・四五を四五と五五に比例配分したらどうなるかという計算くらいでございと思ひます。それは大臣のおもんばかりで、あまりふえるといかぬので、地方公共団体のほうに公務上の廃疾年金問題もあるからといつて見させてゐる。これがもつとふえた場合に、どうしてもこの割合からいうと、組合員の負担にかけなければ、この法律の建前上許さぬ、四五と五五の負担割合をきめてゐる以上は、それをよけいに持つかどうかという、法律上よけてよけい地方公共団体に持たすのかどうか、こういうことが第一点です。

それから自治大臣から先ほど言われましたが、腹だめでやつてゐるからこの数字はまた手直しでいいのだということをお言ひするが、それならば私は言ひたい。二十年先でなければこの資金は要らない、ほとんどが、今のこの私

の計算でいきますと。この間公務員課長が、年額百八十万で五百億の大体本人とその公共団体の掛金があると言われた、大体概算五百億だ。それで二十年で複利計算すれば一兆八千一十億という数字を言いますと、まあ国会でありますから詳しい数字を言っておかないといかぬと思いますが、これが一時退職金、一時金なんかありますが、かりに二十年間、五百億がそのまま資金として残る場合には、複利計算で二十年後には、一兆八千三百九十三億三百七十七万五千円という、こまかい数字ですけれども、これだけの資金がある。

だから、かりに腰だめでやるとなれば、今現在おる人は、ほとんど追加費用で大部分をまかなう人なんです。そうすれば、まあ今まで二%でやれるけれども、それはいかにない。あるいは三%か三・五%程度で出発をして、正確な数字が出たときにやるということも、あなたの裏を返せばそうなる。今資金は要らないのだ。しかし、このシステムは平準保険料方式ですから、入ったときに必ずやめるときの計算を出す金なんです。途中で変えるということは、追払いをさせるかどうかすればよろしいけれども、そうさせなければ、だれかがそれを負担しなければならぬわけです。何年か後においては、そういう方式になっているのですよ。あいまに、間違っておったから途中で変えたらよいというわけではない。しかし、変える場合はあります。給付率が変わるとか、あるいはその他、これはこういふときは別ですが、大量に整理をするという事態が来た場合には問題は残りますけれども、平常の場合であれば、そう

いうことはないのじゃないか。こういう基礎で出された掛金ですから、最初の立法をするときに、わからないならいいんです。いわゆる誤差とか、この計数で大体理解ができるというものであれば、これはわかるのです。歴然とこれがあやまちを起こすという数字が出てくる以上は、この立法をまかされている国会で、これは腰だめにやるのだからいいじゃないかというように粗雑な審議でこれを通すということでは、国会議員の一員として私は責任上やれないと思うのです。その点どうですか。

○国務大臣(安井謙吉) 山本さんの専門的な御研究の結果でありますし、私どもも非常に傾聴するところが多いことは率直に認めているわけでありまして、認めているわけでありまして、ことに四五と五五の比率を将来どうするんだ、そのままだいいままで、もしあなたの言われるような御懸念があった場合には措置はどうするのだということとは、これは将来は、もしやろうとすれば、法律改正というよりな問題まで起こることになりかと思われまして、起ります。しかし、私どもの計算は、現在与えられておられます条件のもとでは、できるだけのものを苦勞してやって、合理的にやったつもりなんです。やります。ただ、二十年先、三十年先というような場合に、これがはたしたというように計算どおりいかどうかというところに、なれば、いろいろな場合を想定してみれば、いろいろな御懸念が全然ないとか、あるいは御心配になるような点はないという言い切れるような数字のものではない、これはあるまい。それは若干そういうものに狂いができてくる

かもしれない。しかし、建前は四五と五五をくずさないでいくということになります。それが数年間の計算の後、どうしてもこれは根本的に考え直さなければいかぬというようなら、みな見通しが出てくれば、やはりそのときになって考えてみなければならぬまい、こう思っております。まあ、私どもはこの数字でスタートしなければ、幾ら計算をやっておりますけれども、いつまでもスタートしなければ、これはけじめがつかぬのでありますから、これでひととせひやらしていただきた、こう思っております。

○山本伊三郎君 自治大臣の顔を見る、きのうは、衆議院で選挙法の改正でいふ与党からも言われて苦勞されたい、おるんだから、こゝでまたいじめるといふ気持は私はない。しかし、事の要するは私は声を荒立てて言っておるんですが、私は、あなたの心配、私の心配し方によって別な考えを起すことは、先ほど加瀬委員が言われたように、この数字が実態からかけ離れたところ、この数字が、保険数理からいってこなるが、実態はもっと詳しくやると、脱退残存者がもっと減る、警察から私を力を入れて言ったが、減る。減るとなれば逆に今の掛金率を減すということもあり得ますけれども、それ以外に、本人の掛金が四・四にしておいて、若干の費用が出れば、非常に希望されておる向きのある若年停止のやつもほりり込んでいける、こういう数字も出てくる。私はそういう意味において言っておる。たまたまこの数字が多

言いますけれども、正確なものであれば、そういうことで国も別に負担しなくてもいい、地方公共団体も負担しなくてもいい、本人も負担しなくてもいい、その現在のままで若年停止を維持せられるのじゃないか、こういう私は考えで発言しておるんです。だから、この数字というものを、私は、簡単にあなたが言われるように、このまま発足してあとでというわけにはいかない、もしこの数字が変わるならば、少なくともそういういいほりに、修正なり改正の意図があればしてもらいたいという一つの希望を持ってもらいた

ておるのです。だから、これは大臣に答弁願いたくないのですが、もう少し正確な数字、これをひとつやって、私はそうあつて必要はないと思うのです。まあ、この前文部大臣は、もう国会へは一回かかったりだけども、二回ペンディングしておるんだから、三度目の何となくで、これで消えてしまふから、ひとつ何となく、という人情論で答弁されたのですが、気持ち私わがります。また、地方からも毎晩私のうちに十通、会館には二十通くらい、夜の夜中に、成立に努力されたという電報をくれます。それはいろいろ知らうに電報を打っておられると思うのですが、われわれは、そんなあいまいな考えでこれを審議しておらない。これが発足して、大臣、あなたは言われますが、これは失礼なことですが、大臣もそう長く大臣ですつといるわけじゃないんですね、われわれも国会議員も長くじゃない、これが出たとき、十年後、二十年後に、これが働きたかたときに、これを審議したあ

のは何をしておったんだ、これがおそろしいんですよ。二十年後にわれわれ生きておるかどうかわかりませんが、死んだあとで言われて、それは何を言われたのかまわらないというものの、しかし、これは残るんですよ。それを、私は、腰だめだからこのまま何とかというところでやれということば、私は無理だと思ふ。これは大臣が言われたとおり、これは保険数理ですから誤差はあります。誤差のあることは認めます。専門家もそれを認めてやっておるのです。しかし、これは誤差程度のものであればいいが、根本的に私は食い違つた理解できない数字が出ておるの、通さないといふ私は言わないのです。別にあつて、無理な数字のままに国会議員に押しつけてです、委員長もおられますけれども、与党の力で押しつけてやつても、国会議員としての私は責任というものは残ると思うのです。私は特に内閣から差し加えてきて、えらいがんばつて相済まぬと思ふのですが、私は、これさへ反省してもらえば、何もよくなることでは反対もしないし、冒頭に申しましたように、今日恩給そのものを公務員が望んでおるといふわけではないのです。恩給亡国といわれているようなときに、ただ国からの恩恵でもらつて、公務員だけがそういう恵まれた地位にあるという、僕はそういう考え方の人はおらぬと思ふ。ある程度われわれも拠出して、公務員というその職責を果たした後に、老後はある程度生活のできるものを欲しておると思うので、原則的に私はこの制度に反対しておらないのですが、この内容を吟味すると、そ

ういふ問題があるので、何とかひとつその点は数字をもう一ぺん整えられて、そうしてわれわれとしても、多少の誤差があつても、無理があつても、これだつたらやむを得ないだらう、大臣の言われたように、しばらくの間、腰だめといふことも言わなければならぬ、一応発足して、もし大きな激変があれば、また、そのときは国会で審議をしてもらつて、改正していったらいいじゃないか、こう言うのですが、私の真意が両大臣に通ずるかどうか、これをもう一回お尋ねしておきます。

○国務大臣(安井謙吉) 山本さんのお話は、私も話として決してわからぬわけじゃないと思ひます。非常に理を尽くされたし、専門的な角度からの御検討だし、傾聴いたしておるのではありませんが、まあ結論的に申しますと、それじゃと言つて、今仮定の数字をもう少し、不十分だからといふことで、たとえば今までも両三年かかつて、相当整理に整理を尽くしてきた問題でありますし、これを半年か一年延ばして見ても、さつぱらんの話が、四・四といふものをそれじゃ幾らかに直してよろしいといふような結論が、私は半年や一年精査の結果出るものではないと思ひます。延ばしても私は結論としては同じシステムをたどらざるを得ない。それも一つの理由は、できる限りの数字の計算はやつてきておるし、もう一つは、国自体がこれで発足をしておるのだから、やはりこれと平仄を合せておく必要がある、そういう意味から今延ばして、これではたして御期待になるような成果が得られるとは私どもは思ひません。

にして、ペンディングの問題があるなら、どうせのことによつての若年停止を入れておいたらどうかという話もあろう、これはその他の委員の方も非常に強く御主張になつておるもので、そういう御議論も立つかと思ひますが、私は、若年停止につきましても、ここ数年の間ではこの経過措置を認める、既得権を認めるという建前からいけば、被害者の額といふのは、ここ数年の人はきつめてまねな、あるいはむしろ、逆に言へば、このままで置いてもむしろ得だ、そういう場合があり得るのじゃないかと思ひます。ここに実はこう表を試算したものを作つておられますが、これを私は結論的に言うのはどうかと思ひますが、大体ことし、来年あたりから五年間ぐらいにやめられた方、こういう人がたとへば四十四、五才でやめた人を標準にとりまして、十年間で既得権を認めた経過措置をとられた場合の損失額、こういうものが五十五才以降で何年でもかかえるかといふと、これは三年ないし四年でその元は取つてしまふ。そこから先は太ったままでずっとにいふゆる非常に優遇された問題になる。でありますから、そういう意味で、私は若年停止の問題をすぐここで直ぐに入れかえるほど切実な問題ではない。しかし、原則論として一般的に言われれば、いろいろの問題がござります、今まで指摘されましたように、したがつて、これは発足してきて、国との関係もあるのだから、十分国との関係も関連を持ちながら、ここ二、三年のうちに一回再検討をしてみたい。確かに若年停止そのものについては、認言われるような御意見があることは認

めざるを得ない。ことに女子職員といふような問題についても、そういう問題が確かにあるのだ、しかし、ここ数年間にやめられた人にとつては、あまりこれは影響がない、実際上むしろ新しい制度のほうが有利とさえ言へるといふふうにも考えられますので、私はこの際は、この問題については、一度実施していただきたい、こういうふうにして思つておるわけです。

○山本伊三郎君 大臣としては、閣僚の一員としてそういうことを言われるという、これは私はわかるのである。しかし、反面、僕らの立場にもなつてほしいと思ひます。知らずにやつてしまへば、ああそうかとやつて笑つてしまつてもいいのですが、国家公務員の問題のときに、ずいぶん苦勞したので、今実はおさまつておられます。ただ、大蔵省は認めたかどうか知りませんが、短期給付の掛金を減らすといふことで、政治的な解決をしたようなんです。私たちはその中に入つておりませんが……だから、問題点はずいぶん実はあるのです。それで、私、当時この党の代表として大臣に大臣室でお会いいたしました、言つてもいいと思ひますが、そのときに、私は大臣、この問題はいろいろ問題があるから、内容の点については、いろいろあるの、慎重にひとつ審議だけはお願いしたい、こう言つたことを覚えておる。それは、そういう趣旨を含んでおつたのです。頭から社会党が反対だといふ、そういう私は考え方に取つてもういたくはないのです。これは公務員でもだれでも、国民でもよくなるということについて、われわれは大いにやらなくちゃいけないので

すが、非常に問題点を含んでおるもので、早計にやると非常に問題点があるに残る。しかし、私は冒頭言ひましたように、十年、二十年では、まだ問題点はかりにあつても、累積された資金によつて運用するから、これは問題ないと思ひます。で、この制度でいくと、掛金が入つてくると、市町村のほうでは追加費用をいろいろ心配されているが、十年、二十年追加費用を一銭も出さぬでも運用できますが、しかし、そのようなことは考へておらないけれども、なかなかこれは許されません。それはやろふと思へばやれるでしよう。そういう全然変わった保険数理による、システムによるやつですから、非常に問題点がある。歴史的に、あなたには釈迦に説法ですが、厚生年金法ができたのは、ちょうど戦争直前でしたから、政府が労働者年金を作るのだから、あれは最初労働者年金保険法といふ名前だつたのですが、そのときもわれわれは、これは問題があると言つたのですが、戦争直前でしたから、労働者のために年金が初めてわが国でできるのだからといふことで、非常におだてられて作つたのです。ところが、今日見ると問題点がずいぶん出てきております。あれは御存じのように、二十年の人が初めて本年から動き出すのです。おそろく今後問題が起ると思ひますが、そういう過去から考へて、輕率にこれが大臣の言われるように、一度やつてまた考へようじゃないかと言われども、これは今の政府は、これは内閣制ですから、内閣が變つてしまふ責任の所在といふものはつきりしないのです。そういうことになる

らつておるのだつたら、また、そのときには責める方法もあるのですが、いや、安井君のときに一ぺんやつたのだから、これは一ぺん考へてみると言われしまつたら、取りつく島もない。また国会議員もほとんど變つてしまふと思ひます。だから、明らかにすることだけは明らかにしてもいい、こういうところの問題がある。問題があるから、これはひとつ政府が責任を持つと、こういうことをはつきり言質があれば、私は何も言わぬ。総理大臣がこの間来られたけれども、そつけない答弁で、国の費用がよいかかるから困る、それはわかつておる。わかつておるけれども、恩給制度から年金、共済制度に変わる、こういう歴史的な転換だから、もつと真剣に考へて答弁されたなら、私はまあと思つたのですが、あの答弁ではわれわれとしてはあきつたなかつたのですが、幸か不幸か、私その日かぜを引いて三十九度の熱があつたので、口が凍りついていふうと思つたけれども、帰つてもらつたのですが、非常にあのときは私は憤慨しておつたのです。きょうはその腹いせにあなたに言つておるのじゃないのです、この点は、私は時間の関係もあるから一応これで終りますが、十分両省——文部それから自治省、警察庁も関係があるから、ひとつその点の相談を一応、どうなるかならぬは別として、私の言つておるこの信憑性、または真理とはいへませんが、ほんとうのことであるから、どうしようといふ相談くらいはひとつして、やれたいと思ひます。それでなくして、やはりとにかくこれですらしても

りたいという気持はわかつて、ここで私は、そうですか、それじゃ安井大臣が言われるのだから、この点はちよつと見のがしておこうというわけにもこれは私の立場ではないかと思ひます。

それとまた、まあきよは大臣も疲れておられると思ひますし、時間もなから言ひませんが、立法論としてもまだまだ問題があるのです。それにまだ一つも触れていないのです。国家公務員にそのままだというけれども、あれは違ひです。いろいろ運用の点も違ひます。内容もちよつと違ひのですね。そういう点をちよつと明らかにしておかぬと……。私は、こたわるわけじゃないのです。公共団体の長たる者の特例ですね、警察の場合は、この特例は全然別個に離した十五年制でやっておるのだから、保険数理上からいったら別の問題があるにしても、これはこれで保険数理からいけるのです。同じ保険経済の中に入れた中に、そういう十二年制とそれから二十年制というものを置くことによって、非常にまた変わってくる。総理大臣にそれを聞いたら、これが自治体の実態でございまして、いろいろなことを言つてゐる。何も知らぬとあんなことを言つてゐる。自治体の実態という——池田総理も、私の質問があまり簡単であつたからそう言われたのですが、自治体の長たる人として公選で出てきた人だから、やはりそれはそれだけのものではなくちよつといかぬだろうという意味だと言つておるのではない。現在条例でも別の扱いをしてゐるのだから、それは

認めるけれども、同じ二十年制の保険数理の中にそれがかりに入つてくるとすれば、どういふ計算でやられたかというところをまだ聞いておりませんが、十二年制と二十年制とは、十二年制のほうが財源率が高くなることは事実なんです。その場合には、給料が高いから、安いからというのとは、これはあまり影響がない。給料が高ければ同じ四・四％で納めたら、その給料は高いのですから、もううきときには高くもらうのですから、それは大体保険数理上こうなるのですが、早くつくかおそくつくかによつて非常に財源が変わつてくる。そうなつてくると、遺憾ながら、一般の職員のところからとつてきて、公共団体の長たる人に出しておるといふ形になる。それじゃ組合員が——わずかのことでしょうが、財源的にいつたら、おそくおさまらないと思ふ。そういう点も、私は逆の立場で心配しておるのです。掛金をよけい出すのだというけれども、法律上はそういう規定は一つもない。同じ百分の四・四というところしか法律では出ておらない。これが、保険数理上から掛金をふやすといつても、掛金をふやす限度というものは、保険数理上出てこなければふやす限度がわからない。その点は僕は大臣に聞きませんが、そういうことがある。もしそうでないんだと、長たる人が三千何人おられるけれども、これはどういふ保険数理で、脱退残存がどれだけの数である、これがどういふ数理で、本人の掛金は幾らになる、それから地方公共団体の持ち分は、負担率は幾らになるという計算が出てゐるならば、それを出してもらひ

たい。おそろくないと思ふ。どうですか、そちらのほうで、大臣はその答弁は無理だから……。○政府委員(佐久間重吉) ただいまお尋ねでございました地方公共団体の長の点につきましても、御指摘になりました点、ごもつとも存じますが、私どもの今の考えでは、掛金を一般の職員よりも大体二五％程度上げるといふ考え方であります。

○山本伊三郎君 この前の公務員課長もそういうことを答へられたが、それは一般の今までのような自然保険料方式であれば、それでいいんですよ、専門家が聞いても。そんなことで、二五％ふやすという根拠も何もないんですよ。そういう気休めなことではこれをやると、全部狂つてくるのです。やはり十二年でやるならやる。保険数理を出して、残存を出して、それから計算をしなれば出てこない。でなければ、かりによけい出しておつても、組合員からいつたら、あいつらしいことをしてゐるんだといふことになるんですよ。そうすると、町長とかあるいは市長の立場からいくと、何だ、あいつらの年金は俺らの掛金で出しているのだというふうなことは、地方行政上からいつて、それはよくないと思ふ。そういう点にも、私はあるから、ちよつと触れておいたのです。そういう立法論の問題です。だから、私はこの制度に變更したためにいろいろの問題を含んでおる。国家公務員の場合は、次官であつたが——大臣は、大団団會議員ですから、これは全部国会の互助年金法でやつてゐるのですが、とにかく国家公務員の場合は、そういう特例とい

い。議会の議決によつて任期がきまるのですから、もしその筋を通そうとするならば、助役も収入役も、そういう間接選挙で選ばれる者も、やはりその部類に入れて、一つのグループとして、そういうことを地方議員の共済制度のようにするといふことが、立法論として正しいのではないかと。助役とか収入役、そういうものははつきしてゐるでしょう。それらはやはり一般公務員と同じようにしておいて、市長だけをそうするといふ——今までの条例から来たと思ふのですが、今までの制度を根本的に変へるときに、全部白紙にして、筋の通つたものにしなれば、私は問題はあつたと思ふ。これだけひとつ投げかけておいて、きよはもう大体四時になりましたから、その辺で一べん両省がいろいろ御相談されて、筋の通つた法律を作つておかなければ……。私はもともと地方行政委員じゃないのです。内閣委員から差しかえて来ておる。ですけれども、やはりこれは地方行政委員会を通過、成立した、しかし、あとでどういふ問題があつたときには、やはり参議院地方行政委員としての責任上、私はあると思ひまして、これだけきよは大きい二つの問題だけ投げかけまして、いずれまた、あしたも審議を続けられると思ひますので、その際続けたいと思ひます。

○加瀬完君 さっきの質問に移ります前に、今、山本委員の指摘した市長ですね、国家公務員に準ずるといふならば、市長だけを切り出して、特別の共済組合のワケを新しく設ける必要はないわけですね。今までの経過からい

るものは全然ない。次官であつたのだであらうと同じ、給料は高いけれども、そういうものはこれに入つてゐる。そういうことを私は言つておる。理解できますか。

○政府委員(佐久間重吉) 立法論として、山本先生のおっしゃるようなことは十分わかるのでございしますが、従来の沿革もございしますし、また長といふものの数はごくわずかでございます。それで、全体の計算上は別に影響もないうことではございまして、参りたいと思つてゐるわけでございます。

○山本伊三郎君 まあそういうことで、きよは私それでおきますが、それでわかりました。ただ、これもどんぶり勘定で、二五％ぐらいふやして、一般よりもちよつと掛金をよけいかけられているからこれでいいじゃないか、そういう趣旨でやられると思ふのです。これは問題を残すと思ふのです。今までのようなあんな恩給、と言ふと悪いのですが、昔の制度であれば、これは負担が、全部地方公共団体が持つといふことですから、本人が二％出しているのだから、長がどれだけ取ろうと、これは問題なかつたのですが、今度の場合は、一つの保険掛金のプールの中でやることになるのですから、それをひとつ十分考へておかなければ、将来これは、公立学校にはこれはないのですが、都道府県、市町村の場合には、私はそういう問題が出てくることはおもしろくないと思ふ。しかも、知事なり市長、そういう方々は公選です。ですが、間接公選の収入役とか、あるいは副知事、助役、これらもやはり自己の考へ方で進退を勝手にできな

い。議会の議決によつて任期がきまるのですから、もしその筋を通そうとするならば、助役も収入役も、そういう間接選挙で選ばれる者も、やはりその部類に入れて、一つのグループとして、そういうことを地方議員の共済制度のようにするといふことが、立法論として正しいのではないかと。助役とか収入役、そういうものははつきしてゐるでしょう。それらはやはり一般公務員と同じようにしておいて、市長だけをそうするといふ——今までの条例から来たと思ふのですが、今までの制度を根本的に変へるときに、全部白紙にして、筋の通つたものにしなれば、私は問題はあつたと思ふ。これだけひとつ投げかけておいて、きよはもう大体四時になりましたから、その辺で一べん両省がいろいろ御相談されて、筋の通つた法律を作つておかなければ……。私はもともと地方行政委員じゃないのです。内閣委員から差しかえて来ておる。ですけれども、やはりこれは地方行政委員会を通過、成立した、しかし、あとでどういふ問題があつたときには、やはり参議院地方行政委員としての責任上、私はあると思ひまして、これだけきよは大きい二つの問題だけ投げかけまして、いずれまた、あしたも審議を続けられると思ひますので、その際続けたいと思ひます。

○加瀬完君 さっきの質問に移ります前に、今、山本委員の指摘した市長ですね、国家公務員に準ずるといふならば、市長だけを切り出して、特別の共済組合のワケを新しく設ける必要はないわけですね。今までの経過からい

ても、市町村長や助役、収入役といふものは大体同じ取り扱ひがされています。助役や収入役は、今までと同様に、一般職員のワクに入れて、市町村長だけ、あるいは知事だけ離す、しかも、各地方には大体市長あるいは助役、収入役の、副知事や出納長も含めて退職金の条例などがあります。退職金の条例で別ワクでもらうわ、今度共済組合では別ワクになるわ、こういう例が国家公務員にあります。山本委員が指摘したように、大臣でも政務次官でも、あるいは事務次官でも、こういう別ワクで考慮されている取り扱ひがありますか、ないでしょう。

○国務大臣(安井謙吉) 市長を別ワクにするなら助役も収入役も同じような特別職じゃないか、これも御議論の一つとして、もつともな点もあつたと思ひます。もつともな点もあつたと思ひますが、市長の場合は、これは選挙で出るのであります。それから収入役、助役の場合は、おそらく比率からいへば、長年公務員として勤務した人が相当比率を占める率も多い、そういうような意味から、特にそこまでは適用するより、これは一般で扱つていいんじゃないかという解釈になつたと思ひます。

それからもう一つは、国の公務員と準じてやるといふのに、そんな例があるかと言われますが、直接選挙によつて行政機関の長になるというものは、地方公務員の市長あるいは町村長以外にはないわけでありまして、これは地方公務員と国の公務員と比べて、準じたとはいへませんが、これは特別であると思つておきます。

○加瀬完君 直接選挙による褒賞とい

うものは、退職金条例というのがある、それで済まされるわけですか。いろいろ問題になつてはおりますけれども、何千万円、何百万円という退職金をもらふわけだ。それで選挙に出て功績があつたか、なかつたかは別として、一応帳消しになつてゐる。そのほかに特別公務員であつても、公務員であることに変わりはない、市町村長であるが、知事であつても、これを大体特別職である助役、収入役などと離して特別の取り扱いをするという根拠は、今までは国家公務員の側から見て市町村側から見てもありませんよ。そういう特別取り扱いをした経緯というものは、あるいは根拠というものは、新しく根拠というものを取り出した以外にないでしよう。いいですよ、大臣の説明するうちに、そういう根拠で地方自治体が大切であるから、地方自治体の選挙によつて選ばれた市長を特別優遇するといふならば、それならば長い間掛金を納めてきたし、また、いくであらうと思ふ一般の組合員といふもの、の既得権なら既得権なりがあるいは不利益にならないような処遇といふものも同様で考へてしかるべきじゃないか、そこで、若年停止の問題なんかで資料を要求すれば、資料はさつぱり整つておらない。やらなくてもいいよ、うなことにだけ力を入れてやつてい

る。今度の物産税のようなもの、政治的配慮以外の何物でもありません。そこで、先ほどの宿題を答えを出してもいい。三十才から三十五才の構成人員を一〇〇とした場合、五段階で高年令の構成比率はどうなつていますか、小学校、中学校職員。

○説明員(松浦功君) 一般の職員につ

いても、府県の場合でございまして、三十才から三十五才までを一〇〇といひますと、三十六才から四十才までが六三、四十一才から四十五才までが六四、四十六才から五十才までが五五、五十一才から五十五才までが三六、五十六才から六十才までが一九、六十才以上は六でございまして。

一般の市は、三十才から三十五才までを一〇〇といひますと、三十六才から四十才までが七四、四十一才から四十五才までが四四、四十六才から五十才までが六〇、五十一才から五十五才までが四四、五十六才から六十才までが二五、六十才以上が一九。

町村の場合は、三十才から三十五才までを一〇〇とすると、三十六才から四十才が七九、四十一才から四十五才が七八、四十六才から五十才が六〇、五十一才から五十五才が四四、五十六才から六十才が二九、六十才以上が二三。以上のような数字になつております。

○説明員(清水成之君) 最初にちよつとお断りしたいと思ひます。三十才以上五段階といふこととございまして、指定統計の関係上、三十一才から五段階といふこととございまして、小学校の場合、三十一才から三十五才を一〇〇としたしまして、三十六才から四十才が四四・九五、四十一才から四十五才が三三・九三、四十六才から五十才が二一・一二、五十六才から六十才が二・五七、六十一才以上が〇・一九。

それから中学校の場合でございまして、三十一才から三十五才まで一〇〇としたしまして、三十六才から四十才が四四・五八、四十一才から四十五才が三三・四九、四十六才から五十才が二四・四七、五十六才から六十才が三・九二、六十一才以上が〇・九七と相なつております。

なお、三十一才あるいは二十六才から三十才の構成比率がちよつと高いと申しますのは、新学制による若手教員の採用が急激にふえておるといふ影響があるのではないかと、かように存じております。

○加瀬完君 年令五十才から五十四才、勤続年数にすると三十年から三十四年程度が一般職、それから一般職といつても府県をとりましようか、それと教職員を比較すると、残存数で見ると、一般が一万七千六百八十八人、今示された構成比で見ると三六、それから教員のほうが一万九千六百六十五人、今示された構成比で見ると二四・四七、それから五十五才から五十九才の年令を拾うと、一般の残存数が、府県九千六百十人、パーセントは、構成比は一九・九、教員は一万五千三百六十一人、構成比は三・九二、こういうことになつておる。そうすると、実態調査のこの構成比の裏づけになる想定される数と、計算による脱退数の残存数といふものとが非常に違つています。たとえば、この府県、市町村教員を通しての年令構成と職員数の関係の調べによりまして、今言つたように五十才から五十四は、一般の三六％に対して、片一方は二四・四％でしよ。五十五から五十九は、一九％に対して八％でしよ。ところが、残存数は八％のほ

うがはるかに高い、こういう計数が出ております。この関係はどういうことになるんですか。

○説明員(進藤聖太郎君) 基礎にいたしました三十一才から三十五才までの年令の教員数が非常に多いといふことが原因であると思つております。

○加瀬完君 そうではありませんよ。その辺の差といふのはさう激しいものじゃありませんよ、一般公務員も教員も、残存数を見てこらんない、幾らも開きはありませぬ。高年令次になつて一九％対四・七％という開きが出てゐる。数は逆に九千六百十人に対する一万五千三百六十一人と、高年令の構成比の低いほうの教員の残存数が高い。その高さはなほだしいでしよ。これはどうも私はふに落ちない。この前から何つてゐる点です。

○説明員(進藤聖太郎君) この前お出ししたました「ちよつと忍縮でございまして、四月十六日の「公立学校教職員の年令別・勤務年数別構成」といふのがございまして、その五ページでございまして、図表を入れました薄いほうでございまして。この五ページに、校長及び教員数の年令構成になつてございまして、それから事務職員の年令構成になつております。これを比較しますと、学校の場合でも、事務職員を年令別に分布させますと、高年令者の数は総体的に多くなつてゐるわけ

です。

でいますね。今お示しになった年令構成と職員数の関係調べの構成比は、これは小学校は小学校教員、中学校は中学校の教員だけでしょうね、これは正しい。そうすると、残存数の中には教員の分だけを分けると、その残存数というものは変わってきますね。

○説明員(進藤聖太郎君) さようでございます。

○加瀬亮君 その変わったものを出していたらなければ、小中学校のほんとうの意味の残存数が出てこない。その残存数はおわかりですか。

○説明員(進藤聖太郎君) 公立学校共済組合の場合は、全員について財源率の計算をすることになっておりますので、職種別あるいは性別のそれぞれの財源率の計算はいたしてございせん。

○加瀬亮君 それはわかっている。わかっているけれども、それだけの計算で出されては、必ずしも利害関係は各職域によって同じということになりませんね。だから、若年停止の問題があるんだから、小中学校に限って現実的に若年で停止される者がどれくらいあるかということは、これは試算をさせていただかなければ次の質問ができないわけですね。じゃ、あしたまでに一応高年令層だけでけっこうですから、先ほどあげた試算をして提出して下さいませんか、それから質問をまたしたいと思えますから。

○委員長(小林武治君) 次回は二十日十時開会とし、本日は散会いたします。

午後四時六分散会

昭和三十七年四月二十六日印刷

昭和三十七年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局